

## 広島県公安委員会告示第 63 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 10 月 11 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
8P0576	告示の日 (平成30年10 月11日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	Pぱちんこ新鬼武 者 2S5	京楽産業. 株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三 丁目 24 番 4 号)	左同
8P0590	同上	同上	Pぱちんこ新鬼武 者 2S7	同上	左同
8P0567	同上	同上	PA モモキュン EX GLB	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同
8P0556	同上	同上	P春一番～花札昇 舞～GL	同上	左同